

改正

令和5年7月27日要綱第26号

御浜町空き家利活用推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家利活用を促進するため、御浜町が予算の範囲内において実施する御浜町空き家利活用推進補助金（以下「推進補助金」という。）の交付手続等に関し、御浜町補助金等交付規則（昭和45年御浜町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、町内に存在する建物をいう。ただし、所有者等が事業として賃貸、分譲等の用途に供する建物は除く。
- (2) 補助事業 推進補助金の対象となる空き家の改修をいう。
- (3) 改修工事 御浜町内に存在する空き家を、住宅（店舗併用住宅等を含む。）として使用する上で必要な改修工事をいう。
- (4) 契約 居住を目的として、6月以内に締結された空き家の売買契約又は賃貸借契約をいう。
- (5) 残置物処理 御浜町内に存在する空き家を、空き家バンクに登録するにあたり支障となる、空き家内部に残された家財道具等の処分

(補助対象)

第3条 推進補助金の交付対象は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 御浜町内に存在する空き家の補助事業であること。
- (2) 売買契約によって空き家を取得した者、賃貸借契約によって空き家に入居した者又は貸し付けた者、及び空き家バンク登録することを目的に残置物処理を行う者で、かつ御浜町に係る税金に滞納のない者
- (3) 過去5年間において推進交付金の対象となっていない空き家
- (4) 改修工事を実施する者にあつては、推進補助金の交付申請年度内に完了し、かつ次に掲げるものに該当しないこと。
 - (ア) 建物でない外構工事
 - (イ) 容易に取り外しができるものを設置する工事

- (ウ) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
 - (エ) 改修工事費用の一部又は全部が他の公的な補助金、助成金、利子補給、介護保険等より支給される工事
- (5) 残置物処理を実施する者にあつては、推進補助金の交付申請年度内に完了し、残置物処理後に当該空き家を空き家バンクに登録することを確約する者が行う処分であつて、次に掲げる費用に該当すること。
- (ア) ごみ処理手数料
 - (イ) ごみ収集及び運搬手数料
 - (ウ) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器の引取りに要する費用
 - (エ) 家財処分等の委託等に係る費用
 - (オ) その他、家財等の処分及び搬出に要する経費として、町長が必要と認めた費用
- (6) その他町長が必要と認める事項
(推進交付金の額)

第4条 推進補助金の額は、改修工事に要する費用又は残置物処理に要する費用の2分の1に相当する額より1,000円未満の額を切り捨てた額とし、その上限額は100,000円とする。

(交付申請及び決定)

第5条 推進補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、御浜町空き家利活用推進補助金交付申請書（様式第1号）又は（様式第1号の2）に掲げる関係書類を添付して町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、推進補助金の交付を決定し、御浜町空き家利活用推進補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による推進補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(完了実績報告)

第6条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、御浜町空き家利活用推進事業完了実績報告書（様式第4号）に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(完了検査)

第7条 町長は、前条の規定による様式第4号の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 町長は、前項の検査を行った結果、改修工事が適切に行われなかったと認められる場合において、補助申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、補助申請者が当該命令に従わないときは、町長は交付決定を取り消すことができる。

(推進補助金の額の確定)

第8条 町長は、第6条の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めるときは、推進補助金の額を確定し、御浜町空き家利活用推進補助金交付確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(推進補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に空き家利活用推進補助金支払請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(推進補助金の取消し)

第10条 町長は、推進補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により、推進補助金の交付を受けたとき。
- (3) 推進補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 前各号定めるもののほか、町長が推進補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

(推進補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により推進補助金の交付を取消したときは、その取消しに係る推進補助金について、御浜町空き家利活用推進補助金返還命令書(様式第7号)により推進補助金の全額又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第12条 申請者は、推進補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し推進補助金の交付を受けた年度終了後1年間保管しなければならない。

(実施細則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日以降の改修工事について適用する。

附 則（令和5年7月27日要綱第26号）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和5年11月1日から施行し、同日以後に申請された改修工事及び残置物処理について適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行前の申請については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第3条第1項第3号に定める「推進交付金の対象となっていない空き家」については、改正前の「御浜町空き家改修支援事業費補助金交付要綱の対象となっていない空き家」も含める。

（特例措置）

- 4 この要綱施行日から令和7年3月31日の間にあつては、第4条中「2分の1」を「3分の2」と、「100,000円」を「133,000円」と読み替えるものとする。